

クリーン排水推進月間・浄化槽の日

10月はクリーン排水推進月間

☎ 環境課環境保全係 ☎(95)9900

生活排水の汚れを減らして水質を守りましょう

私たちのまちを流れる水路や川の先は、県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵や衣浦湾、三河湾ですが、残念なことに、生活排水による汚れが目立ちます。水質を守るために、次のことに注意しましょう。

- ・単独浄化槽やくみ取り式トイレの場合、台所や洗濯の排水が川に直接流れます。調理くずや油汚れ、過剰な洗剤などをそのまま流さないように気をつけましょう。
- ・公共下水道や合併処理浄化槽の場合も、排水処理の負担を軽減し、できるだけきれいな水を川に戻せるよう、家庭からの排水の汚れを減らしましょう。また、浄化槽は適切に点検・管理しましょう。
- ・側溝にたばこの吸い殻やごみを捨てることは、絶対にやめましょう。

浄化槽を使用・管理している皆さんへ

10月1日は浄化槽の日、浄化槽は管理が必要です

☎ 環境課ごみ減量係 ☎(95)9899

浄化槽は、し尿や生活排水をきれいにし、水環境の保全に大きな役割を果たしています。適正な維持管理を行わなければ、浄化槽の故障や機能低下を引き起こし、悪臭や水質汚濁の原因となります。浄化槽法には浄化槽を使用・管理する人が責任を持って保守点検・清掃・法定検査といった維持管理をすることが定められています。浄化槽の適正管理をお願いします。

維持管理の種類	説明	実施回数	
		合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
保守点検	浄化槽の稼働状況を調べて、機器の点検・調整・消毒薬の補充などを行います	おおむね4か月に1回以上	4か月に1回以上 (全ばっ気方式は3か月に1回以上)
清掃	浄化槽内で発生した汚泥などの引き抜きや洗浄を行います	1年に1回以上	1年に1回以上 (全ばっ気方式は6か月に1回以上)
法定検査	7条検査 浄化槽の設置工事が適正に行われ、浄化槽が正常に働いているかどうかを検査します	設置後4～8か月の間に1回	—
	11条検査 保守点検や清掃が適正に行われ、機能が十分に発揮されているかどうかを検査します	1年に1回	1年に1回



消火器の法定点検について



☎ 衣浦東部広域連合消防局予防課 ☎(63)0136
碧南消防署予防係 ☎(41)2623

消防法により設置が義務付けられた消防用設備は、定期的に点検を実施し、その結果を消防署に報告することが必要です。

10月1日から「調理のために火を使用する飲食店」はすべて消火器の設置が義務付けられましたが、これらの消火器も半年に1回の点検と、1年に1回の結果の報告が必要です。

消防用設備は、いつ起こるかわからない災害時に確実に使用できるよう、定期的な点検を行うことが火災による被害の軽減につながります。人命と財産を守るためにも、点検を実施してください。

詳しくは衣浦東部広域連合消防局ホームページをご覧ください。

